

放送大学学長補佐規程

平成16年3月17日

放送大学規程第24号

改正 平成17年4月13日、平成18年9月11日

(設置)

第1条 放送大学（以下「本学」という。）の運営の円滑化を図り、学長の職務を補佐するため、学長補佐を置く。

(任務)

第2条 学長補佐は、学長が指示する重要事項の企画立案に参画し、及び特定の事項についての調査及び検討を行う。

(人数)

第3条 学長補佐は、若干名とする。

(指名)

第4条 学長補佐は、本学の専任の教授又は准教授のうちから学長が指名し、評議会に報告するものとする。

(任期)

第5条 学長補佐の任期は、1年以内とし、再任を妨げない。ただし、学長の任期の範囲内とする。

2 前項の規定にかかわらず、学長が辞任したとき又は欠員となったときには学長補佐でなくなるものとする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、学長補佐に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月13日）

この規程は、平成17年5月1日から施行する。

附 則（平成18年9月11日）抄

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。